

第4回

『新型インフルエンザ等対策推進会議』

次なる感染症への対応と課題

2023年 10月30日

一般社団法人日本経済団体連合会

危機管理・社会基盤強化委員会企画部会長

工藤 成生

次の感染症有事に備えた平時の準備

新型コロナウイルスが社会の脆弱さを浮き彫りにした今こそ、**非常事態（パンデミックや大規模自然災害などあらゆる有事）に強く、早期の事態収束・復旧を可能とする社会の体制・仕組みづくり、すなわち「レジリエントな経済社会」の構築が必要。**

コロナ禍が浮き彫りにした課題

- 既存のBCPの想定を超えたコロナ禍により事業継続が困難に（パンデミックを想定できず）
- 世界規模でもたらされた**サプライチェーンの分断**（様々な物資・製品の供給が停滞）

企業が実行すべきアクション

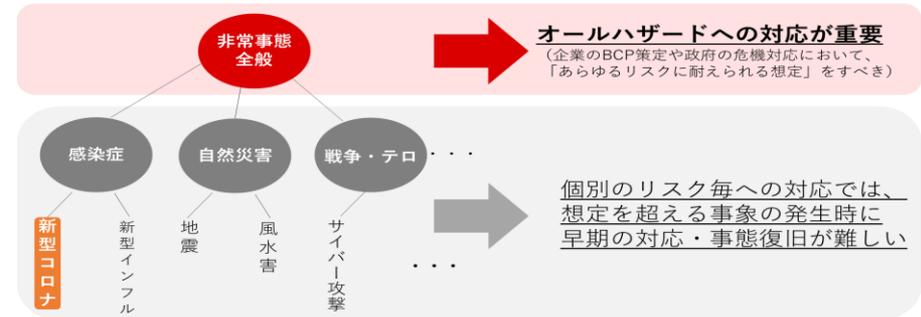
① オールハザード型BCPへの転換

- 企業は「オールハザード型」BCPの整備を進めるべき
- ✓ 地震や台風といった個別事象毎にBCPを整理するのではなく、非常事態の発生によって「結果として生じる事象」に着目し、事業継続の方策を整理
- ✓ 非常事態時に優先すべき業務を明確にし、事業継続の備えを万全に（設備投資・備蓄等）

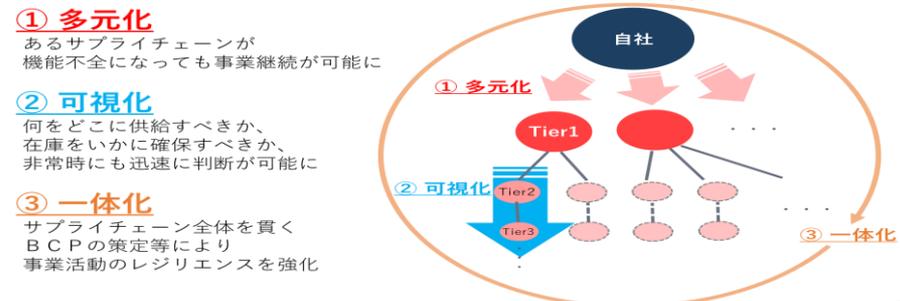
② サプライチェーンの強靭化

- 企業はサプライチェーン全体の強靭化に向けた取組みを加速すべき
- ✓ ①多元化、②可視化、③一体化の3つの取組みによってサプライチェーンの強靭化を推進

非常事態全般（オールハザード）への対応のイメージ



サプライチェーンの強靭化のイメージ



統括庁が国立健康危機管理研究機構等と協力し、感染症の流行に対処するための司令塔機能を発揮することを経済界は期待。

統括庁が果たすべき役割



国立健康危機管理研究機構からの公衆衛生、医学等の観点の知見の提供や助言、経済学・法学・社会科学等の専門家の知見を集約し、効果的な感染対策を講じつつ、社会経済活動への影響を最小限に抑えるための調整



長期的な視点に立ったキャリア形成による、科学的知見を活用し政策立案を行う感染症対策のエキスパートの育成（外部からの専門人材の登用含む）



感染症対応に係る国際協調を行うための、WHO等の国際機関や各国の感染症対策の司令塔との情報や知見の共有、連携



地方自治体に対する緊急時の直接的な強い指示、国立健康危機管理研究機構や地方自治体との役割と責任の明確化

医薬品や医療物資について、感染症の拡大等による急激な需要拡大に備え、政府による十分なインセンティブ・公的支援のもと、必要物資の戦略的備蓄を進め、平時からサプライチェーンの強靱化を推進することが必須。

必要物資の確保に向けた 規制対応

- 緊急時に医薬品や医療物資等の必要物資を迅速に供給できるようにすることが重要

特定の医薬品の製造や医療物資増産のために必要な手続について、柔軟な対応が重要。

事業者への措置の 柔軟化

- 政府は医薬品、医療機器等の確保のため、緊急時に国から事業者への生産要請・指示等ができる枠組みの整備を推進

官民の意思疎通を円滑にし、緊急時に事業者の事業活動を過度に圧迫したり、実現困難な増産要請をしたりすることにならないよう、あらかじめ体制を整備すべき。

必要物資の 確保状況の把握

- 緊急時には全国の医療機関における必要物資の確保状況の把握が不可欠

医療機関等情報支援システム（G-MIS）の有用性について評価・検証を行い、将来の感染症に備え、必要であれば充実に図るべき。



医療機関と患者の受入れのミスマッチ解消



都道府県と医療機関との協定に基づく措置の実施に向け、履行状況のレビュー徹底が不可欠



水際対策の意思決定の迅速化



省庁間・専門家と政府との連携を見直し、様々な感染症に適切な対策を迅速に決定できる体制作り



ワクチン接種の拡大



感染拡大期に十分なスピードで混乱なく接種できるよう、接種の担い手の確保、平時の接種とは別枠での接種の拡大等に関する仕組みの構築



国民への情報提供の充実



感染症対策に関わる情報の集約、信頼性の高い情報の迅速で分かりやすい提供が不可欠（広報官の設置）

私権制限のあり方の見直し

コロナ禍の対応

医療体制の逼迫を背景に、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の下、

- ・ 市民の外出自粛
- ・ 飲食店等の営業時間短縮

などの政策を、場合によっては**制裁を伴う「要請」**として実施。

必要なこと

- ✓ 私権制限のあり方や、その発動の要件などについて、**エビデンスベースで議論したうえで決定。**
- ✓ 私権制限の**妥当性や効果の事後検証。**

感染症対策に関する法制度の整備

コロナ禍の対応

法の運用をめぐり、**行政措置の必要性や相当性、安全確保や個人の尊重等の視点からの議論が不十分であった可能性。**

必要なこと

- ✓ 対策の内容や決定プロセスの合理性を検証、**必要に応じた法整備。**

医療DXの 推進による 国民の健康増進 と医療の効率化

- ◆ マイナンバーカードの健康保険証としての利用促進。
- ◆ マイナポータルを通じた自身の健康・医療情報の閲覧、利用（民間事業者のパーソナルヘルスレコードなどの仕組みと連携した、個人が医療情報を利活用しやすい環境整備が重要。）
- ◆ 国による、マイナンバーをキーとしたワクチン接種記録を含む健康・医療情報の一元管理。
- ◆ 「全国医療情報プラットフォーム」の一刻も早い構築。

感染者の 情報収集・ 集計・連携 の効率化

- ◆ HER-SYSの導入にもかかわらず、医療機関によってはファクシミリの利用を継続したことを教訓に、医療機関と保健所において、感染者の情報収集・集計・連携を効率的に行うための情報システムの整備が必要。

オンライン診療 の普及

- ◆ コロナ禍において、初診からのオンライン診療が認められるなど、要件緩和が実現。一層の利用拡大を期待。
- ◆ オンライン診療に関する国民の理解醸成を進めるとともに、医療機関もオンライン診療に積極的に対応すべき。
- ◆ 診療前相談における健康・医療データの活用促進が重要。

感染拡大防止と社会経済活動の 両立を図るために

- 新型コロナウイルス禍のもとでは、経済団体・業種団体が、専門家の監修を得て、関係省庁と協議のうえで、業種別ガイドラインを策定した。「感染拡大防止と社会経済活動の両立」を図るため、業種ごとに適切な感染防止策を示すことが趣旨。
- 2023年5月時点で、195個の業種別ガイドラインが存在。
- 経団連としては、オフィスや製造事業場において業種横断的に参照すべき事項に関し、ガイドラインを策定。2020/5/14に公表。知見の集積に応じ、適宜記述を改訂。

政府の見直しのポイントに基づき記述を合理化

- 政府は、各業種別ガイドラインを合理的な内容に見直せるよう、最新情報（専門家の提言、政府事務連絡、業種別ガイドラインの改訂事例等）を踏まえ、計7回にわたり、見直しのためのポイントをまとめた。
- 経団連の「オフィス(製造事業場)における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」についても、感染症に関する知見の集積に応じて記述を適正なものに変更してきた。

次なる感染症に備えた感染症対策ガイドラインのあり方

- 基盤となる対策は、政府が専門家の知見を踏まえ、政府としてガイドラインを策定すべき。
- その際、盛り込む対策は、コロナウイルス感染症で実施した対策（ロックダウン・テレワーク・アクリル板等）について、効果を科学的に検証したうえで、真に有効的な対策とすることが重要。
- 換気の仕方など、業種別にユニークな対策については、専門家の知見などにより業種別団体が説明責任を果たすことができる範囲で、業種別団体が策定すべき。

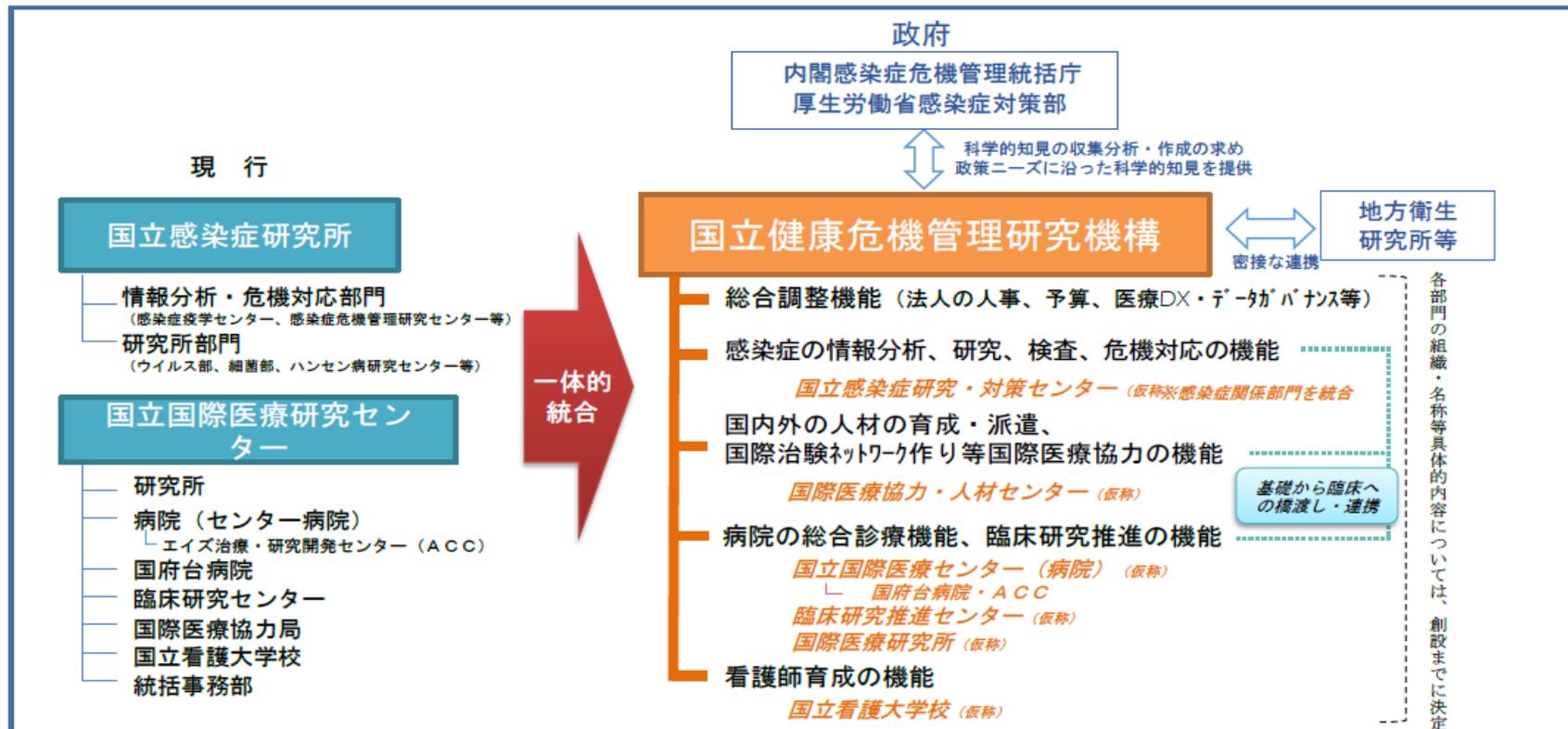
參考資料

「国立健康危機管理研究機構」について

1 機能・業務

- 内閣感染症危機管理統括庁・厚生労働省感染症対策部に科学的知見を提供する「新たな専門家組織」として、**国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを一体的に統合**し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う組織を創設する。
- 機構は、感染症法等に基づき、**地方衛生研究所等とも密接に連携**して、全国のサーベイランス情報の集約・分析等を行うとともに、政府対策本部に参加し意見を述べる。

【機能統合後の姿】



感染症対策物資等の確保に係る法的枠組みの整備等

- 令和2年以降、新型コロナの感染拡大に伴い、国内外の需要の増加や海外からの輸入の減少等が生じ、医療現場等で物資の需給がひっ迫。
- このため、国として、医療機関への無償配布や、事業者への増産要請・補助金支援を行ってきたが、需給の改善には一定の期間を要した。
- 緊急時における感染症対策物資の確保についての法的枠組みを整備するとともに、平時における物資の備蓄が可能となるよう、感染症法等の改正を行った。

改正内容

有事の供給増加

① 生産・輸入の促進や出荷調整の要請等

感染症対策物資等の供給不足又はそのおそれから、感染症の発生予防・まん延防止が困難となり、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合に、国が事業者と協力して、感染症対策物資等の供給量の拡大・適切な配分を行う規定を設けた。

(1) 生産、輸入の要請・指示

- i 既に当該事業を営んでいる者に対して
 - a. 厚生労働大臣から事業者への要請、b. 事業者から生産・輸入の計画の届出、c. 業所管大臣から当該計画の実施・変更指示
- ii 生産事業を営んでいないが生産が可能と認められる者に対して
 - 厚生労働大臣から当該事業者の営む業所管大臣への当該事業者に対する生産協力の要請、当該所管大臣から当該事業者への協力要請

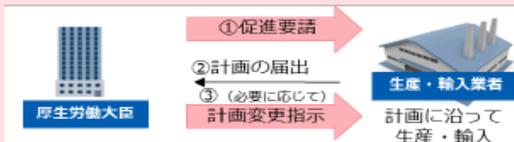
(2) 出荷調整要請

厚生労働大臣から生産・輸入・販売・貸付けの事業者への要請

(3) 売渡し、貸付け、輸送、保管の指示

厚生労働大臣から生産・輸入・販売・貸付け・輸送・保管の事業者への期限・数量・価格等の条件を含めた指示

※ 厚生労働大臣が対象物資の生産等の業の所管大臣でない場合は、各要請・指示に当たって、当該所管大臣に対して事前に協議を実施



② 担保措置

- (1) 国の要請・指示に従い生産・輸入・売渡し・貸付け・輸送・保管を行う事業者に対する財政上その他必要な措置 (①(1) i・(3)関係)
- (2) 事業者に対する計画の届出・遵守義務 (①(1) i 関係)
- (3) 正当な理由なく指示や計画から逸脱した企業名の公表 (①(1) i・(2)関係)
- (4) ①・②のための報告徴収・立入検査
- (5) (4)に対する虚偽報告・立入検査拒否等に対する罰則

平時からの備え

③ 情報収集

感染症対策物資等の需給状況を把握するため、供給の不足又はそのおそれがなくとも、事業者から生産・輸入・販売・貸付けの状況について報告徴収を行うことができる規定を設けた。

④ 個人防護具の備蓄等

- (1) 国・都道府県における備蓄
 - 新型インフルエンザ等対策政府行動計画等に今後の行政備蓄の方針や備蓄品目・数量を記載。(特措法で対応)
- (2) 協定締結医療機関における備蓄
 - 今回の改正で創設する医療機関との協定制度に医療機関における備蓄を位置づける。

対象物資（感染症対策物資等）

感染症の発生の予防と感染症の患者への医療に必要な下記の物資

医薬品	ワクチン、麻酔薬、PCR検査試薬、抗原検査キットなど
医療機器	酸素濃縮器、パルスオキシメーター、針・シリンジなど
個人防護具	マスク、非滅菌手袋など
その他の物資	ワクチンの輸送・保管に必要な場合がある冷凍庫など
上記の生産に必要な不可欠な原材料・部品	マスクの材料である不織布など

法律の趣旨

- 国民の生存や、国民生活・経済に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図ることは重要。
- 重要な物資の安定供給確保を講じる制度を整備する必要。
- 政府は安定供給を確保すべき物資を指定。所管大臣は民間事業者が策定した供給確保のための計画を認定し支援措置を実施。民間への支援では対応が難しい場合には特別の対策を措置。

第2章：重要物資の安定的な供給の確保に関する制度（ポイント）

国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組等を措置する。

特定重要物資の指定

- 国民の生存に必要不可欠又は国民生活・経済活動が依拠している物資で、安定供給確保が特に必要な物資を指定

事業者の計画認定・支援措置

- 民間事業者は、特定重要物資等の供給確保計画を作成し、所管大臣が認定
- 認定事業者に対し、安定供給確保支援法人等による助成等の支援

政府による取組

- 特別の対策を講ずる必要がある場合に、所管大臣による備蓄等の必要な措置

その他

- 所管大臣による事業者への調査

HER-SYSは新型コロナウイルス感染者等の情報（症状、行動歴等）を電子的に入力、一元的に管理、関係者間で共有するもので、医師等が発生届等をパソコン・タブレットで入力・報告すれば、保健所が手書き、FAXをパソコンに入力する作業も減少。「現場の保健所職員等の作業のIT化・ワンストップ化」が期待されてきた。療養者の健康観察も、本人や保健所のデータ入力で可能である。しかしいずれもファクシミリが多用されている。

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS*) 画面イメージ

* Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19

発生届のオンライン化

手書き、FAXでの届出からの解放



別記様式6-1

新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

医師の氏名 厚生太郎 報告年月日 令和2年5月15日

採病する病院・診療所の名称 桜が園病院 (署名又は記者押印のこと)
上記病院・診療所の所在地(※) 千葉県千葉市中央区1-2-2
電話番号(※) (03) 5252-1111

(※病院・診療所に従事していない医師にあつては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死体）の種類					
○患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体					
2 当患者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(歳は月齢)	6 当患者職業	
<u>鈴木太郎</u>	男・女	<u>1980年1月1日</u>	<u>40歳(4か月)</u>	<u>農業</u>	
7 当該者住所	〒 <u>100-100</u> <u>千葉県千葉市中央区100-100</u> 電話 <u>(03) 1234-5678</u>				
8 当該者所在地	<u>同上</u> 電話 () -				
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)	電話 () -			

11 ○発熱 ○咳 ○痰以外の急性呼吸器症状 ○肺炎 ○呼吸不全 ○意識障害 ○嘔吐 ○下痢 ○腹痛 ○頭痛 ○結核 ○アレルギー疾患 ○その他	18 感染原因・感染経路・感染地域
○その他	①感染原因・感染経路 (確定・推定)

The screenshot shows the online reporting interface with fields for patient name, date of birth, gender, and address. It includes a table for reporting details and a section for symptoms and infection details.

発生届

(資料：厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000728154.pdf>)

Keidanren
Policy & Action